

## 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下「細則」という。）に基づき下記のとおり公示します。

2020年3月9日

独立行政法人国際協力機構  
東京センター 契約担当役 所長

調達管理番号	19c01772000000
調達件名	2020年度マレーシア国別研修「LEP2.0 高齢化社会に向けた地域社会に根差した社会的支援」
目的	地域社会に根差した高齢化社会への社会的支援に係る実務やサービスについて、帰国後に応用が可能な知見を得る。また、帰国後に地域全体へ共有することを目的とし、高齢化社会への社会的支援に係る日本における考え方、政策、経験に基づいたグッドプラクティスについての知見を得る。
業務種別	事業委託契約-本邦研修員受入事業-国別研修
仕様等	企画競争説明書による
履行期間	2020年5月11日 ～ 2020年8月31日
選定方法	企画競争
競争参加資格	【事業委託契約-本邦研修員受入事業】公告・公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。または、当機構の審査により同等の資格を有すると認められたもの。 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。 発注される業務について利益相反が無いこと その他、細則参加資格および企画競争説明書に記載の参加要件に該当すること
企画競争説明書配布期限及び方法	2020年3月24日 17時00分 メールにて送付
質問受付期限	2020年3月27日 12時00分
競争参加資格確認申請期限	2020年3月31日
業務説明会日時、場所	なし
プロポーザル提出期限	2020年4月10日 12時00分
評価結果通知予定日	2020年4月22日
契約担当部署	東京センター人間開発・計画調整課 電話番号：03-3485-7079 メールアドレス：ticthdop@jica.go.jp, Kawazu.Shino.3@jica.go.jp
その他	その他詳細は企画競争説明書による

<p>独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則参加資格</p>	<p>以下のいずれにも該当しないこと  (1) 当該契約を締結する能力を有しない者  (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者  (3) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者  (4) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者</p>
<p>情報の公表について</p>	<p>本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報（法人、個人、団体名（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員も同様）を含む）の公表に同意したものとみなします。  機構の契約に関する情報の公表の基本方針は下記ウェブサイトの通りです。  「公共調達 の適正化に係る契約情報の公表について」  <a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html">https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html</a></p>

以上

## 1. 案件概要

### (1) 案件名：

2020 年度 マレーシア国別研修「LEP2.0 高齢化社会に向けた地域社会に根差した社会的支援」コース運営業務

### (2) 担当部署：JICA 東京 人間開発・計画調整課

### (3) 業務内容：「研修委託業務概要」（別添）のとおり

### (4) 研修受入期間

2020 年 6 月 7 日～2020 年 6 月 20 日（予定）

### (5) 契約履行期間

2020 年 5 月中旬～2020 年 8 月下旬（予定）

## 2. 公示の趣旨

上記 1. 及び別紙の研修委託業務概要に示す業務の実施を希望する者を募集して、プロポーザル方式による企画競争をすることを目的に本公募を行うものである。

## 3. 応募要件

### (1) 基本的要件

- ① 公示日において、平成 31・32・33 年度、もしくは令和 01・02・03 年度 全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）の「A」又は「B」又は「C」又は「D」の認定等級（格付）を受けている者。なお、全省庁統一資格保有者でない者で関心表明書兼業務指示書等配布依頼書を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。
- ② 一般契約事務取扱細則第 4 条第 1 項の規定に該当しない者。  
具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、関心表明書兼業務指示書等配布依頼書を提出する資格がありません。
- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
  - ・資格停止期間中に提出された関心表明書兼業務指示書等配布依頼書は、無効とします。
  - ・資格停止期間中に公示され、関心表明書兼業務指示書等配布依頼書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、関心表明書兼業務指示書等配布依頼書を受け付けます。
- ④ 日本国で施行されている法律に基づき登記されている法人であること。

- ⑤ 以下の要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。

競争から反社会的勢力を排除するため、関心表明書兼業務指示書等配布依頼書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれの条項にも該当することはないことを条件とします。具体的には、関心表明書兼業務指示書等配布依頼書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、関心表明書兼業務指示書等配布依頼書を無効とします。  
ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 号第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）に定める禁止行為を行っている。

## （2） その他の要件

- ①業務を遂行する法人としての能力を有すること。
- ②業務を総括するための総括責任者を選任し、機構担当者及び関係機関等と密接な連絡を保ちつつ研修業務が円滑に進むような体制を構築できること。
- ③当該研修分野に関して一般的な知識を有し、研修運営に必要な専門人材を確保できること。

#### 4. 関心表明書兼業務指示書等配布依頼書の提出手続き等

##### (1) 提出書類

- 1) 関心表明書兼業務指示書等配布依頼書（様式1）
- 2) 応募要件3. (1)に該当することを確認できる書類（平成31・32・33年度の全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し、もしくは登記簿謄本の写し等）

##### (2) 提出期限 2020年3月23日（月）正午まで（当センター必着）

※メール添付、郵送（宅配便での送付を含む。以下同じ。）又は持参して提出のこと。

##### (3) 提出方法・部数

###### 1) メールで提出する場合

上記(1)の提出書類をPDFファイルにし、下記(4)の両方のメールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。

###### 2) 郵送で提出する場合

上記(1)の提出書類（正1部）を、下記(4)の提出場所へ提出期限までに必着で郵送（配達記録の残るものに限る）すること。

###### 3) 持参で提出する場合

上記(1)の提出書類（正1部）を、下記(4)提出場所へ提出期限までに持参すること。なお、受付時間は、平日10時から17時まで（正午から14時までは除く）。

##### (4) 提出場所・メールアドレス

〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-5

JICA 東京 人間開発・計画調整課（担当：川津） 電話：03-3485-7079

tichdop@jica.go.jp, Kawazu.Shino.3@jica.go.jp

#### 5. 業務指示書等の交付／応募要件なしの通知

(1) 交付方法 上記4(1)の提出書類2点の受領後、応募要件を確認のうえ、3営業日以内に、提出された「関心表明書兼業務指示書等配布依頼書」に記載されているアドレスにメールに添付して送付する。

(2) 応募要件なしの通知 上記4(1)の提出書類を審査した結果、応募者が要件を満たしていないと判断した場合は、3営業日以内に、提出された「関心表明書兼業務指示書等配布依頼書」に記載されているアドレスにメールにて通知する。

#### 6. 応募要件なしの理由請求

(1) 請求方法 上記5(2)において応募要件を満たしていないとの通知を受けた者は、その理由説明を請求することができる。その場合、2020年3月31日(火)正午までに、上記4.(4)の両方のメールアドレスへ書面にて送信すること（様式不問）。

- (2) 回答 応募要件なしの理由請求を受けた場合、JICA 東京は 2020 年 4 月 8 日 (水) 17 時までに、メールにてその理由を回答する。

## 7. 質問受付

業務指示書の内容等に関し、質問がある場合は 2020 年 3 月 27 日 (金) 正午までに、様式-5 の書式に記入のうえ、メールに添付して上記 4. (4) の両方のメールアドレスへ送信すること。

回答は、提出された「関心表明書兼業務指示書等配布依頼書」に記載された各者メールアドレスに対して、2020 年 4 月 3 日 (金) 17 時までに送信する。

## 8. プロポーザル／見積書の提出及びその後の手続き等

- (1) プロポーザル／見積書の提出期限：2020年4月10日 (金) 正午までにメール、郵送又は持参で提出のこと。詳細は、業務指示書参照。
- (2) 選定結果通知：2020年4月20日 (月) の週
- (3) 契約交渉：選定結果通知後に行う。

## 9. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された関心表明書兼業務指示書等配布依頼書等は無効とします。
- (2) 関心表明書兼業務指示書等配布依頼書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された関心表明書兼業務指示書等配布依頼書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された関心表明書兼業務指示書等配布依頼書等を、応募要件の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における関心表明書兼業務指示書等配布依頼書の差し替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記 6. (1) を参照ください。)
- (7) 予算その他機構の事情により、当該手続を中止する場合があります。
- (8) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限ります。
- (9) 契約保証金：免除します。
- (10) 契約書作成の要否：要
- (11) 共同企業体の結成：認めます。
- (12) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/index.html>)にて公開中。
- (13) 情報公開について：  
本公示により、関心表明書兼業務指示書等配布依頼書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構ホームページ上に原

則公表しますのでご承知下さい。

また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、関心表明書兼業務指示書等配布依頼書の提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、関心表明書兼業務指示書等配布依頼書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなします。

① 公表の対象となる契約相手方：

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

② 公表する情報

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

③ 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

④ 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

以上

別添 研修委託業務概要  
様式-1 関心表明書兼業務指示書等配布依頼書